排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領 新旧対照表

(下線部改正点)

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領(現行)

(許可の要件) 抜粋

第3条 規則第5条第1項における、汚水の排水設備を雨水管渠の取付管その他の排水施 | 第3条 規則第5条第1項における、汚水の排水設備を雨水管渠の取付管その他の排水施 設(以下「雨水管等」という。)に接続させても支障がないと市長が認めたときとは、次 の要件をすべて満たすときとする。

(1) 規則第7条第1項第1号及び第2号に該当し、前条で定める許可対象下水が、下水 道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する項目のうち、この要領に定める 水質基準一覧表に該当する水質基準(以下「水質基準」という。)を超えないこと。

<水質基準一覧表>

水質項目	水質基準の数値		
水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下	
大腸菌群数	最大	3000 個/ c m3	
生物化学的酸素要求量(BOD)	最大	※計画放流水質	
化学的酸素要求量(COD)	最大	25m g / ١٠٧	
浮遊物質(SS)	最大	40 m g / ۱ y	
窒素含有量(T-N)	最大	※計画放流水質	
燐含有量(T-P)	最大		

※計画放流水質

	東京湾流域	境川等流域
BOD(mg/1)	15	15
T-N(mg/1)	20	_
T-P(mg/1)	2	_

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領 (案)

(許可の要件) 抜粋

設(以下「雨水管等」という。)に接続させても支障がないと市長が認めたときとは、次 の要件をすべて満たすときとする。

(1) 規則第7条第1項第1号及び第2号に該当し、前条で定める許可対象下水が、下水 道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する項目のうち、この要領に定める 水質基準一覧表に該当する水質基準(以下「水質基準」という。)を超えないこと。

<水質基準一覧表>

水質項目	水質基準の数値		
水素イオン濃度 (pH)		5.8以上8.6以下	
大腸菌数	最大	800 CFU/mL	
生物化学的酸素要求量(BOD)	最大	※計画放流水質	
化学的酸素要求量(COD)	最大	25 <u>mg/L</u>	
浮遊物質(SS)	最大	40 <u>mg/L</u>	
窒素含有量(T-N)	最大	※計画放流水質	
燐含有量(T-P)	最大		

※計画放流水質

	東京湾流域	境川等流域
BOD (mg/L)	15	15
$T-N(\underline{mg/L})$	20	
T-P (<u>mg/L</u>)	2	_

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領 新旧対照表

(申請の方法)

第4条 排水設備接続特例の許可の申請を行おうとするときは、規則第5条第2項に基づ く排水設備接続特例許可申請書に、同条3項に基づき、次に掲げる書類を添付し、市長に 提出するものとする。

(添付書類)

- (1) 付近の見取図
- (2)配置図
- (3)縦断面図
- (4) 水質試験表

ただし、施設を新設する場合で、当該水質試験表を添付できないときは、予定水質表(別|ただし、施設を新設する場合で、当該水質試験表を添付できないときは、予定水質表(別 紙様式-1)の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(別紙様式-1)

予定水質表

水質の項目	予 定 水 質
水素イオン濃度 (pH)	
大腸菌群数	個/cmi
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ
化学的酸素要求量(COD)	mg / Q
浮遊物質量(SS)	mg/ℓ
窒素含有量 (T-N)	mg/ℓ
燐含有量(T−P)	mg/0

(申請の方法)

第4条 排水設備接続特例の許可の申請を行おうとするときは、規則第5条第2項に基づ く排水設備接続特例許可申請書に、同条3項に基づき、次に掲げる書類を添付し、市長に 提出するものとする。

(添付書類)

- (1) 付近の見取図
- 配置図
- (3)縦断面図
- 水質試験表

紙様式-1) の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(別紙様式-1)

予定水質表

水質の項目	予定水質
水素イオン濃度 (pH)	
大腸菌数	<u>CFU/mL</u>
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L
化学的酸素要求量(COD)	mg/L
浮遊物質量(SS)	mg/L
窒素含有量 (T-N)	mg/L
燐含有量(T−P)	mg/L